

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和5年11月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務
②事務の内容	<p>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行う。</p> <p>・地方税法、その他の地方税に関する法律、条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【個人住民税】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税に関する証明書の発行 ⑦個人住民税台帳の照会 <p>【軽自動車税】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自治体内に定置場を持つ軽自動車の車両情報と合わせて、所有者と使用者の管理 ②納税通知書による軽自動車税額の通知 ③原付等のナンバープレートの発行 ④減免申請者への認定と通知 ⑤転入者の保有する車両が、定置場の変更事務をしていない場合の他市町村への通知 <p>【固定資産税】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価、価格の決定 ②固定資産税額の算定 ③納税通知書による固定資産税額の通知 ④固定資産税に係わる証明書の発行 ⑤固定資産課税台帳の照会 <p>【国民健康保険税】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険税賦課対象者の判定 ②国民健康保険税の算定 ③納税通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ④国民健康保険に係わる証明書の発行 ⑤国民健康保険税課税台帳の照会 <p>【収納・滞納管理】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①収納に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 徴収簿の作成 督促状や催告書の発送 滞納者から徴収を促すための連絡、納税相談、訪問等 不納欠損対象の把握、決定 口座振替の登録 ②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 <ul style="list-style-type: none"> 滞納者に関する実態調査 執行機関への滞納処分に係る通知等 換価に係る手続(公売等) 滞納処分の執行 ③納税に係わる証明書の発行 ④過誤納金の還付に係わる事務
③対象人数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税オンラインシステム
②システムの機能	<p>【個人住民税】</p> <p>①当初課税機能: 課税資料(申告書等)より個人住民税税額を算定する。 ②課税台帳異動機能: 個人住民税の課税台帳異動(税額更正、徴収方法変更)を行う。 ③課税関連情報管理機能: 個人住民税の課税に関連する情報(賦課期日情報、扶養情報等)を管理する。 ④課税台帳照会機能: 個人住民税の課税情報(所得、控除、税額等)を照会する。 ⑤帳票作成: 個人住民税の各種証明書・納税通知書等を発行する。</p> <p>【軽自動車税】</p> <p>①車両情報管理: 車両の情報、所有者・使用者・納税義務者の情報を逐次更新する。 ②課税情報管理: 年1回当初課税処理をした情報を管理する。 ③減免対応: 減免有無の情報を車両毎に管理する。 ④当初課税処理により、納税通知書の発送。 ⑤車検用納税証明書の発行。 ⑥標識交付証明書の発行。 ⑦廃車申告証明の発行。</p> <p>【固定資産税】</p> <p>①帳票発行機能: 各種証明書・名寄帳・納税通知書等を発行する。 ②照会機能: 土地、家屋、償却資産の台帳照会をする。 ③物件異動機能: 土地、家屋、償却資産の各種異動入力処理をする。 ④更正異動機能: 調定の異動入力処理をする。 ⑤宛名・共有者機能: 共有者情報・区分所有情報の異動入力処理をする。 ⑥一括処理機能: 土地、家屋、償却資産の一括課税計算処理、納税通知書の一括作成処理をする。</p> <p>【国民健康保険税】</p> <p>①賦課管理機能: 国民健康保険税の期割の計算処理、納税通知書の作成処理を行う。 ②照会機能: 資格、賦課、給付の台帳照会をする。</p> <p>【収納、滞納管理】</p> <p>①納税義務者、義務者に対する徴収簿の作成、逐次更新。 ②再発行納付書の発行。 ③督促状(催告書)の発送。 ④納税義務者、義務者に関する滞納整理用の調査依頼書、各種通知書の発行。 ⑤滞納者の処分状況の管理。 ⑥不納欠損、時効完成日の管理。 ⑦口座振替に関する情報の管理。 ⑧過誤納金の還付の通知の発送及び返金管理。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (統合連携DBサーバ、イメージ管理システム、eltax及び国税連携システム、 滞納管理システム、コンビニ交付システム、pufure(クレジット収納データ連 携システム))</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	イメージ管理システム
②システムの機能	<p>【個人住民税】</p> <p>申告書や給支払報告書等の課税資料のイメージファイルの管理。</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバーGW)
システム7	
①システムの名称	中間サーバーGW
②システムの機能	①中間サーバーとの連携時における各業務宛名番号から団体内統合宛名番号へ変換する機能。 ②文字コードを変換する機能 ③中間サーバーとの通信監理及び制御する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合DB及び住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 ※中間サーバーの「システム方式設計書_6.0.0_機能要件の整理 第1.1 版」以降で明示予定。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

③他のシステムとの接続	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="radio"/> その他（中間サーバーGW）
システム9	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	①税オンラインシステムと連携し、滞納者情報を管理編集する機能。 ②滞納処分に関する各種帳票の出力する機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム10	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	①税オンラインシステムから個人市民税課税(非課税)証明書情報を連携する機能 ②コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で証明書自動交付を行う機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="radio"/> その他（証明書交付センター）
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	pufure(クレジット収納データ連携システム)
②システムの機能	税オンラインシステムへクレジット収納を取り込むために、データを変換する機能を有する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人市民税課税情報ファイル (2) 軽自動車税課税情報ファイル (3) 固定資産税課税情報ファイル (4) 国民健康保険税課税情報ファイル (5) 収納、時効管理情報ファイル (6) 統合連携DBファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 16の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39条の2、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の3、45、47、49、49条の2、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課、固定資産税課、収税課、健康こども部 国保年金課
②所属長の役職名	市民税課長、固定資産税課長、収税課長、国保年金課長
7. 他の評価実施機関	
—	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、国保年金課、介護保険課、社会福祉課、障がい福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、各省庁(給与支払者)、日本年金機構(公的年金等支払者)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 (公的年金等支払者)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX、国税連携システム)	
③使用目的 ※	個人住民税の適正かつ公平な賦課の実現のため、課税資料の名寄せや申告書等の突合が正確かつ効率的にできるように、個人番号を利用する。	
④使用の主体	使用部署	財務部 市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>①賦課決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・国税庁・事業所・年金保険者・他自治体等から課税資料を收受する。 ・賦課に必要な情報(生活保護・障がい者等)を関係課に照会しデータを收受する。 ・提出された課税資料を名寄せし、賦課情報を作成する。 ・生活保護対象者や障がい者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・個人納税義務者、特別徴収義務者及び年金保険者等へ住民税額を通知する。 <p>②扶養調査に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や所得超過等誤った扶養調査を行う。 ・扶養控除額が変更された際には、例月更正で税額を変更し通知を行う。 <p>③徴収方法の変更に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者からの異動届により、徴収方法の変更、税額変更等を行う。 <p>④税証明書の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税賦課情報に基づき、課税・非課税証明書を発行する。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・課税資料(申告書等)の課税対象者、扶養者を個人番号または4情報により突合する。【上記①②】 ・生活保護関係情報や障がい者関係情報と課税情報を突合して控除額、非課税等の判定を行う。【上記①】 ・特別徴収義務者からの異動届情報と課税情報を突合し、徴収方法の変更や税額変更の判定を行う。【上記③】 ・証明書発行申請書と課税・非課税情報を突合し、証明発行対象者の確認を行う。【上記④】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1 税オンラインシステム保守・運用等管理業務		
①委託内容	当初課税及び例月処理等の個人住民税課税に関する税システムの保守・管理、機能改修等の業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2 課税資料イメージ化及びデータ入力業務		
①委託内容	当初及び例月処理にかかる課税資料のイメージ及びパンチ入力業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	TOPPANエッジ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付
	⑥再委託事項	データパンチ入力業務
委託事項3 eLtax(審査システム)及び国税連携システム運用管理業務		
①委託内容	eLtax(審査システム)及び国税連携システムの運用管理業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 NTTデータ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付
	⑥再委託事項	年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における現地対応作業。 年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における問い合わせ対応。

委託事項4		データセンターの運用
①委託内容		システム稼働に必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項5		税業務BPO運用業務
①委託内容		窓口業務、税務資料の整理や入力業務等の内部事務を委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		ヒューマンリソシア株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項6		課税証明書コンビニ交付システムサービス運用保守業務
①委託内容		課税証明書コンビニ交付サービスに係るシステム運用及び保守に係る業務を委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付
	⑥再委託事項	コンビニ交付システム(課税証明発行ソフトウェア)の提供、保守

委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (66) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (35) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二第2欄に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税納税義務者(非課税者含む)及びその被扶養者等
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先2	行政機関、地方公共団体及び民間事業者等の給与支払者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	特別徴収義務者が、個人住民税を特別徴収し自治体に納入するため。
③提供する情報	給与から徴収する個人住民税特別徴収税額等の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税納税義務者(非課税者含む)
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	住民税特別徴収税額通知 当初5月他随時

提供先3	日本年金機構等の年金支払者
①法令上の根拠	番号法第19条第1項、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項
②提供先における用途	年金支払者が、個人住民税を特別徴収し自治体に納入するため。
③提供する情報	公的年金から徴収する個人住民税特別徴収税額等の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 7月
提供先4	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税及び地方税課税徴収事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税納税義務者及びその扶養親族等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	提供照会があった都度

提供先5	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第294条第3項
②提供先における用途	地方税法第294条第3項の規定による通知
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	発生した都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第1項 別表第1に定める事務及び浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「独自利用条例」という。) 別表第1に定める事務の所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第9条第2項及び独自利用条例 別表第1(別紙2参照)
②移転先における用途	番号法第9条第1項、第9条第2項及び独自利用条例 別表第1に定める事務(別紙2参照)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税納税義務者(非課税者含む)とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の移転照会があった都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<浦安市における措置>

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、入退室には顔認証が必要であり、かつサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<eLTAXIにおける措置>

審査システムの審査サーバ及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバーは、有人による監視や入退館措置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。

また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 軽自動車税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	登録された車両情報ごとの所有者及び使用者。
その必要性	税を徴収するための課税根拠情報として、所有者及び使用者を含めた車両の状況を把握する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先: ①取得・廃車申請時際し現存要件を確認するため、②納税義務者への連絡等のため、③住所とのマッチングを行い定置場所を検出するため、④出生・死亡などによる世帯情報の変更による送付先の変更を確認するために保有。 ・地方税関係情報: 軽自動車税の税額決定を行うために保有。 ・障害者福祉関係情報: 減免申請用の判断情報管理のために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、障がい福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (陸運局、軽自動車検査協会) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③使用目的 ※		軽自動車税の適正かつ公平な賦課の実現のため、申告書等の突合が正確かつ効率的にできるように、個人番号を利用する。
④使用の主体	使用部署	財務部 市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①車両情報に関する事務 車両の情報、所有者・使用者・納税義務者の情報を確認し、当初課税データの整備を行う。 原付等について、ナンバープレートの発行を行う。 ②課税情報に関する事務 年1回当初課税処理をし、該当情報を管理する。 納税通知書及び、該当分の発送一覧を出力、発送事務を行う。 ③減免申請に関する事務 減免有無の情報を車両毎に管理し、減免の承認・結果の通知を行う。 ④証明事項に関する事務 車検用納税証明書、標識交付証明書、・廃車申告証明の発行事務を行う。
情報の突合		・地方税関係情報と課税情報を突合して、税額を確認する【上記①、②】 ・障がい者関係情報と課税情報を突合して、減免判定情報の収集を行う【上記③】 ・住民票関係情報と課税情報を突合して、現住所とのマッチングを行い、定置場所が適正かを検出するほか、出生・死亡などによる世帯内の納税義務者情報の変更を確認する【上記①、②、③、④】 ・証明書発行申請書と課税情報を突合し、証明発行対象者の確認を行う。【上記④】
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	税オンラインシステム保守・運用等管理業務	
①委託内容	当初課税及び例月処理等の個人住民税課税に関する税システムの保守・管理、機能改修等の業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データセンターの運用	
①委託内容	システム稼働の必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p>
7. 備考	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 固定資産税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者、登記名義人、納税義務者、及び共有構成員。
その必要性	固定資産の評価、価格の決定、税額の算定において、正確に個人を特定し、複数物件所有の場合は名寄せする必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報: ①物件情報に所有者、登記名義人、納税義務者を登録するため、②納税義務者への納税通知書を送付するため、④本人への連絡等のため、③死亡・転出等の異動による所有者変更を確認するために保有。 ・地方税関係情報: 固定資産の評価、価格の決定、及び税額算定を行うために保有。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 減免申請用の判断情報管理のために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部固定資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、社会福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(eLTAX)、法務局) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX)	
③使用目的 ※	固定資産税の適正かつ公平な賦課の実現のため、申告書等の突合が正確かつ効率的にできるように、個人番号を利用する。	
④使用の主体	使用部署	財務部固定資産税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法		<p>①固定資産課税台帳の異動に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記所から送付される登記済通知情報を元に、土地、家屋の評価、価格の決定、税額の算定を行う。 ・償却資産申告書を元に、償却資産の評価、価格の決定、税額の算定を行う。 ・土地、家屋、償却資産の物件情報に対し、所有者・登記名義人・納税義務者の個人情報の真正性を確認し物件の異動・所有者変更を行う。 <p>②生活保護減免に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護減免の申請に対し、生活保護関係情報から減免判定をし、税額の減免をする。 <p>③賦課に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の評価・税額を算定し、所有者に対し固定資産税の賦課を行う。 ・納税通知書を発送し固定資産税額の通知を行う。 <p>④証明書発行に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者、登記名義人に対し各種証明書の発行を行う。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報と登記済通知情報を突合して、個人番号の真正性を確認する。【上記①】 ・宛名情報と償却資産申告書情報を突合して、個人番号、法人番号の真正性を確認する。【上記①】 ・生活保護関係情報と地方税関係情報を突合して、減免判定の真正性を確認する。【上記①】 ・住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、所有者、登記名義人、納税義務者、共有構成員を正確に物件に登録するほか、死亡・転出などによる変更を確認する。【上記①②③】 ・証明書発行申請書と所有者、登記名義人情報を突合し、対象者を把握する。【上記④】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	税オンラインシステム保守・運用等管理業務	
①委託内容	当初課税及び例月処理等の個人住民税課税に関する税システムの保守・管理、機能改修等の業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データセンターの運用	
①委託内容	システム稼働の必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	税業務BPO運用業務	
①委託内容	窓口業務、税務資料の整理や入力業務等の内部事務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	ヒューマンリソシア株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p><eLTAXにおける措置> 審査システムの審査サーバ及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバーは、有人による監視や入退館措置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p>
7. 備考	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 国民健康保険税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険被保険者、死亡以外で資格喪失した者及びその同一世帯員
その必要性	国民健康保険税額の決定においては、被保険者およびその世帯員の住民税課税状況を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、連絡先およびその他住民票関係情報: ①国民健康保険資格取得対象者を把握するため、②納入義務者への納入通知書を送付するため、③本人への連絡等のため、④死亡・転出等の異動による資格異動を確認するため、⑤賦課に必要な基準日時点の世帯員を把握するために保有。 ・地方税関係情報: 国民健康保険税額算定を行うために保有。 ・年金関係情報: 年金に係る国民健康保険税の特別徴収を行うため、介護保険料を徴収する年金保険者の情報を保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康こども部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	国民健康保険税の適正かつ公平な賦課の実現のため、住民税課税情報等の突合が正確かつ効率的にできるように、個人番号を利用する。	
④使用の主体	使用部署	健康こども部 国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①賦課徴収に関する事務 ・国民健康保険税を算定し、国民健康保険税の賦課徴収を行う。 ・年金特徴の実施が可能である場合、金額を決定して、年金保険者に通知する。 ・納入通知書を発送し、国民健康保険税の通知を行う。 ②証明書発行に関する事務 ・被保険者に対し各種証明書の発行を行う。	
情報の突合	・住民票関係情報と国民健康保険資格情報、住民税関係情報を突合して、国民健康保険税の決定を行う。【上記①】 ・住民票関係情報と国民健康保険関係情報、年金関係情報を突合して、年金保険者、国保連合会へ通知する。【上記①】 ・証明書発行申請書と国民健康保険関係情報を突合し、証明発行対象者の確認を行う。【上記②】	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	税オンラインシステム保守・運用等管理業務	
①委託内容	当初課税及び例月処理等の個人住民税課税に関する税システムの保守・管理、機能改修等の業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データセンターの運用	
①委託内容	システム稼働の必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	滞納管理システムの運用	
①委託内容	滞納管理に関する税システムの保守・管理、機能改修等の業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	北日本コンピュータ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、入退室には顔認証が必要であり、かつサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(5) 収納、滞納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市税及び国民健康保険税納税義務者
その必要性	収納状況の把握、猶予措置(分納等)、滞納処分の執行において、正確に個人を特定し、滞納者に係る情報を名寄せする必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (経過記録情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報: 以下のために保有。 ①納税義務者への督促状、催告書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徴収、納税相談、滞納処分執行等のため ・地方税関係情報: 各市税及び国民健康保険税の滞納管理を行うために保有。 ・経過記録情報: 納税者との相談内容や経過内容を記録するために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部 収税課・健康こども部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、固定資産税課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	市税及び国民健康保険税の適正かつ公平な徴収の実現のため、各税課税情報の名寄せや突合が正確かつ効率的にできるように、個人番号を利用する。								
④使用の主体	使用部署	財務部 収税課・健康こども部 国保年金課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>①徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税及び国民健康保険税の徴収簿より調定に対する収納状況を把握し、滞納者へ滞納税額、延滞金の徴収を行う。 ・滞納者の実態、保有する各財産等(不動産、預貯金、保険、年金、その他動産、所得・収入、その他生活の状況に関する情報)を調査する。 <p>②督促状(催告書)の発送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理、滞納処分に向け、督促状(催告書)を発送する。 <p>③納税相談(納税猶予)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する納税相談、納税猶予に係る各種申請により、分割納付、延滞金の減免等の措置について審査、決定する。 ・適宜、猶予、その他滞納整理に関する経過を記事に記録する。 <p>④滞納処分の執行に係る手続き及び執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押書等の滞納処分に関連する通知書の送付、その他滞納処分の執行に係る手続きを行う。また執行する。 								
情報の突合	<p>①宛名情報と地方税関係情報を突合して、個人番号の真正性を確認する。</p> <p>①宛名情報と住民票関係情報、地方税関係情報、滞納者調査関係情報を突合して、個人番号による滞納者に関する実態調査の依頼又は回答を行う。</p> <p>①②③④宛名情報と地方税関係情報、滞納処分関係情報、督促状発送情報、納税猶予関係情報を突合して、個人番号の名寄せで照会する、又は名寄せで催告に係る帳票等を作成する。</p>								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	税オンラインシステム保守・運用等管理業務	
①委託内容	当初課税及び例月処理等の個人住民税課税に関する税システムの保守・管理、機能改修等の業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データセンターの運用	
①委託内容	システム稼働の必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	滞納管理システムの運用	
①委託内容	滞納管理に関する税システムの保守・管理、機能改修等の業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	北日本コンピュータシステム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(6) 統合連携DBファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	(1) 個人住民税課税情報ファイルと同じ
その必要性	個人住民税の賦課を行うに当たり、福祉関係情報を税オンラインシステムに取り組むデータを作成し、データを管理するため個人番号を使用する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有。 医療保険関係情報・障害者福祉関係情報・生活保護・社会福祉関係情報・介護・高齢者福祉関係情報: 個人住民税の賦課の業務に必要な医療関係情報・生活保護・障がい者福祉関係情報・介護・高齢者福祉関係情報を税オンラインシステムと連携するために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、社会福祉課、障がい福祉課、介護保険課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	個人住民税の適正かつ公平な賦課を実現のため、課税情報の突合が正確かつ効率的にできるように、個人番号を利用する。	
④使用の主体	使用部署	財務部 市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	他システムから入手した医療、福祉関係情報のうち、個人住民税賦課事務に必要な情報を入手し、一時的に保管して、税オンラインシステムに転送する。	
情報の突合	入手した医療、福祉関係情報に含まれる宛名番号や個人番号と、税オンラインシステムで保有している宛名番号や個人番号とを突合し両者を連携させている。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	統合連携DBのシステム保守	
①委託内容	統合連携DBシステムの保守、管理業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データセンターの運用	
①委託内容	システム稼働の必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税課税情報ファイル

【宛名情報】

個人番号,宛名番号,統合宛名番号,世帯番号,氏名,性別,生年月日,住所,電話番号,行政区コード,支所コード,地区コード,班コード,

【課税情報】

宛名番号,年度分,算定団体コード,履歴連番,処理日,異動日,異動事由,異動事由補足,申告区分,徴収区,指定番号,整理番号,受給者番号,納税者番号,税務署連絡区分,警告エラー無視サイン,強制課税区分,手入力区分,前住地課税区分,賦課期日所在地コード,所得 営業等,所得 営業(営業等内訳),所得 他事(営業等内訳),所得 漁業(営業等内訳),所得 農業,所得 肉用牛(免税・免外計),所得 肉用牛(免外売却価格),所得 不動産,所得 利子,所得 配当(配当控除適用分),所得 配当(配当控除適用無分),所得 配当(少額),所得 給与,所得 公的年金,所得 雑,所得 譲渡一時,所得 一時(2分の1前),所得 総合短期,所得 総合譲渡長期(2分の1前),所得 分離山林,所得 退職,所得 分離事業・雑,所得 分離短期,所得 分離短期軽減,所得 分離長期(一般),所得 分離長期(優良),所得 分離長期(居住),所得 分離有価証券,所得 分離有価証券(特例),所得 分離商品先物取引,所得 特控後 分離山林,所得 特控後 分離短期,所得 特控後 分離短期軽減,所得 特控後 分離長期(一般),所得 特控後 分離長期(優良),所得 特控後 分離長期(居住),所得 特控後 分離有価証券,所得 特控後 分離有価証券(特例),合計所得金額,総所得金額,総所得金額等,純損失の金額,雑損失の金額,所得 分離商品先物取引繰越控除,専従者控除 配偶者,専従者控除 その他,平均課税(所得 前々年の変動所得),平均課税(所得 前年の変動所得),平均課税(所得 変動所得),平均課税(所得 臨時所得),特別控除 一時,特別控除 総合譲渡,特別控除 短期,特別控除 短期軽減,特別控除 長期(一般),特別控除 長期(優良),特別控除 長期(居住),特別控除 山林,特別控除 有価証券,特別控除 有価証券(特例),給与収入(一般),給与収入(専従),給与(特定控除),公的年金収入

本人 特別障害,本人 その他障害,本人 老年人,本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,本人 未成年,本人 夫あり,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),配偶者所得,扶養 一般,扶養 特定,扶養 老人同居,扶養 老人合計,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),青色申告区分,専従者 配偶者,専従者 その他,非課税所得区分1,非課税所得金額1,控除 雑損,控除 医療費,控除 社会保険料,控除 小規模企業共済等掛金,控除 生命保険料,控除 損害保険料,控除 寄付金,控除 配偶者特別,控除 配偶者,控除 本人,控除 扶養,控除 扶養障害,控除 基礎,旧・生命保険 支払額,旧・生命保険 個人年金支払額,損害保険 短期支払額,損害保険 長期支払額,所得控除 合計,退職 退職収入(現年課税分),退職 所得税用退職(前年源泉分),退職 勤続年数,退職 障害区分,所得税 控除 損害保険料,所得税 控除 生命保険料,所得税 控除 配偶者特別,所得税 控除 寄付金

所得税 合計所得,所得税 所得控除計,所得税 その他税額控除,所得税 所得税額,計算値 合計所得金額,計算値 控除額合計,計算値 配当控除,計算値 特別減税額,計算値 所得税額,保育用所得税額,課税標準額 総合,課税標準額 総合(実計),課税標準額 肉用牛,課税標準額 山林,課税標準額 退職,課税標準額 事業・雑,課税標準額 短期,課税標準額 短期軽減,課税標準額 長期(一般),課税標準額 長期(優良),課税標準額 長期(居住),課税標準額 有価証券,課税標準額 有価証券(特例),課税標準額 商品先物取引,課税標準額 合計,市民税 総合,市民税 肉用牛,市民税 山林,市民税 退職,市民税 事業・雑,市民税 短期,市民税 短期(軽減),市民税 長期(一般),市民税 長期(優良),市民税 長期(居住),市民税 有価証券,市民税 有価証券(特例),市民税 商品先物取引,市民税 合計,市民税 配当控除,市民税 外国税額控除,市民税 調整額,市民税 定率控除額,市民税 端数,市民税 所得割,市民税 減免額(所得割),市民税 均等割,市民税 減免額(均等割),県民税 総合,県民税 肉用牛,県民税 山林,県民税 退職,県民税 事業・雑,県民税 短期,県民税 短期軽減,県民税 長期(一般),県民税 長期(優良),県民税 長期(居住),県民税 有価証券,県民税 有価証券(特例),県民税 商品先物取引,県民税 合計,県民税 配当控除,県民税 外国税額控除,県民税 調整額,県民税 定率控除額,県民税 端数,県民税 所得割,県民税 減免額(所得割),県民税 均等割,県民税 減免額(均等割),差引年税額

収入 営業等,収入 営業(営業等内数),収入 漁業(営業等内数),収入 他事(営業等内数),収入 農業,収入 肉用牛,収入 不動産,収入 利子,収入 配当(配当控除適用分),収入 配当(配当控除適用無分),収入 配当(少額配当分),収入 雑,収入 一時,収入 総合譲渡短期,収入 総合譲渡長期,収入 分離事業・雑,収入 分離短期,収入 分離短期軽減,収入 分離長期(一般),収入 分離長期(優良),収入 分離長期(居住),収入 分離山林,収入 分離有価証券,収入 分離有価証券(特例),収入 商品先物,損益 経常所得,損益 分離短期,損益 分離短期軽減,損益 総合譲渡短期,損益 分離長期一般,損益 分離長期優良,損益 分離長期居住,損益 譲渡一時,損益 分離山林,損益 退職,国保 推定所得,国保 繰越損失,国保 繰越損失軽減用,特例適用条文長期,特例適用条文短期,特例適用条文予備,

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

配当割額又は特定株式等譲渡割額,配当割額又は特定株式等譲渡割額の控除額(市町村),配当割額又は特定株式等譲渡割額の控除額(県),決裁区分,併徴元区分,転送区分,有価証券繰越損失,損益予備2,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,市民税 老年者非課税経過措置,県民税 老年者非課税経過措置,市民税 配当譲渡割控除不足額,県民税 配当譲渡割控除不足額,市民税 調整控除額,県民税 調整控除額,所得 分離長期(居住特例),分離長期(居住特例)の損失,異動事由2,異動事由3,非課税区分,収入 配当(私募証券),収入 配当(一般外貨建等証券),所得 配当(私募証券),所得 配当(一般外貨建等証券),強制送付区分,所得税 外国税額控除,所得税 住宅ローン控除,資料番号,住宅控除見込額(入力値),税源移譲減額,市民税 住宅取得等特別控除,県民税 住宅取得等特別控除,市民税 税源移譲減額,県民税 税源移譲減額,翌年申告作成区分,住宅控除見込額(計算値),住宅控除可能額,外国税額,外国所得,外国所得税額,県・税源移譲減額,寄附金(都道府県・市区町村分),寄附金(共募・赤十字分),寄附金(市区町村条例指定分),寄附金(都道府県条例指定分),市民税 寄附金控除,県民税 寄附金控除,条約適用利子等所得額,条約適用配当等所得額,条約適用利子税率(%),条約適用配当税率(%),課税標準額 条約適用利子,課税標準額 条約適用配当,市民税 条約適用利子,市民税 条約適用配当,県民税 条約適用利子,県民税 条約適用配当,配当割額,株譲渡割額,収入 上場株式配当,所得 上場株式配当,損失 上場株式配当,課税標準額 上場株式配当,市民税 上場株式配当,県民税 上場株式配当,居住年月日1(西暦),居住年月日2(西暦),所得税 課税標準額(入力値),所得税 税控前税額(入力値),所得税 配当控除(入力値),所得税 試験等控除(入力値),所得税 課税標準額(計算値),所得税 税控前税額(計算値),支払医療費,扶養 年少,新・生命保険 支払額,生命保険 介護医療支払額,新・生命保険 個人年金支払額,所得税 災害減免,所得税 復興特別(入力値),所得税 復興特別(計算値),特定取得該当1,特定取得該当2,寄付金申告特例(都道府県・市区町村分),市民税寄附金申告特例控除,県民税申告特例控除,雑業務,収入雑業務,所得金額調整控除,所得金額調整控除区分,本人 ひとり親

【調定情報】

宛名番号,調定年度,年度分,算定団体コード,期割団体コード,団体内外区分,通知書番号,履歴連番,市民税 所得割,県民税 所得割,市民税 均等割,県民税 均等割,市民税 減免額(所得割),市民税 減免額(均等割),県民税 減免額(所得割),県民税 減免額(均等割),合計調定額,普徴調定額1期,普徴調定額2期,普徴調定額3期,普徴調定額4期,普徴調定額5期,普徴調定額6期,普徴調定額7期,普徴調定額8期,普徴調定額9期,普徴調定額10期,普徴調定額11期,普徴調定額12期,特徴調定額1期,特徴調定額2期,特徴調定額3期,特徴調定額4期,特徴調定額5期,特徴調定額6期,特徴調定額7期,特徴調定額8期,特徴調定額9期,特徴調定額10期,特徴調定額11期,特徴調定額12期,異動日,課税所得区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,処理日,更正計算区分,済月,開始月,年金特徴調定額1,年金特徴調定額2,年金特徴調定額3,年金特徴調定額4,年金特徴調定額5,年金特徴調定額6,年金特徴調定額7,年金特徴調定額8,年金特徴調定額9,年金特徴調定額10,年金特徴調定額11,年金特徴調定額12,特徴義務者コード,年金コード,年金特徴普徴調整額

【公的年金支払報告書情報】

宛名番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理コード,資料番号,合算区分,入力区分,徴収区分,指定番号,パンチ生年月日,パンチ氏名カナ,年金収入,年金所得,源泉徴収税額,源泉徴収税額内未納,源泉徴収税額計算値,定率控除額,配偶者所得,配偶者特別控除,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),本人 特別障害,本人 その他障害,本人 老年者,本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,扶養 特定,扶養 同居老親,扶養 老人合計,扶養 一般,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),控除 社会保険料,算入強制区分,強制親区分,本人 夫あり,警告エラー無視サイン,エラー区分,エラー内容,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,転送区分,転送先コード,転送日,特別徴収義務者コード,性別コード,氏名(漢字),郵便番号,住所(漢字),扶養 年少,本人 ひとり親

【給与支払報告書情報】

宛名番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理コード,資料番号,合算区分,申告区分,徴収区分,指定番号,整理番号,受給者番号,パンチ氏名カナ,パンチ生年月日,専給区分,給与収入一般,給与収入専従,給与特定控除,給与所得,所得控除合計,源泉徴収税額,源泉徴収税額内未納,源泉徴収税額計算値,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),配偶者特別控除,扶養 特定,扶養 同居老親,扶養 老人合計,扶養 一般,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),控除 小規模企業共済等掛金,控除 社会保険料,控除 生命保険料,控除 損害保険料,控除 住宅取得特別,定率控除額,前職分給与,配偶者所得,旧・生命保険 個人年金支払額,損害保険 長期支払額,本人 夫あり,本人 未成年,乙欄 区分,本人 特別障害,本人 その他障害,本人 老年者,本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,死亡退職,災害者,外国人,就退職区分,就退職年月日,算入強制区分,強制親区分,警告エラー無視サイン,併徴先判定区分,エラー区分,エラー内容,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,国民年金保険料等,転送区分,転送先コード,転送日,年調区分,住宅取得等控除可能額,摘要,入力区分,特別徴収義務者コード,性別コード(男子:1 女子:2),氏名(漢字),郵便番号,住所(漢字),居住年月日1(西暦),居住年月日2(西暦),住借用給報所得,住借用給報控除,住借控除額(計算値),扶養 年少,旧・生命保険 支払額,新・生命保険 支払額,生命保険 介護医療支払額,新・生命保険 個人年金支払額,特定取得該当1,特定取得該当2,本人 ひとり親

【退職分離情報】

宛名番号,年度分,支払年分,算定団体コード,履歴連番,分離退職収入,勤続年数,障害区分,分離退職所得,課税標準額,市民税,県民税,退職税額,税額強制区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,税額控除区分,半額控除区分

【退職分離調定情報】

指定番号 調定年度 年度分 団体コード 期割団体コード 科目コード 科目詳細コード 通知書番号 論理期別 履歴連番 在日 現在過在区分

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【申告書情報】

宛名番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理コード,資料番号,合算区分,申告区分,徴収区分,指定番号,整理番号,受給者番号,パンチ生年月日,パンチ氏名カナ,納税者番号,税務署連絡区分,警告エラー無視サイン,強制課税区分,手入力区分,所得 営業等,所得 営業(営業等内訳),所得 他事(営業等内訳),所得 漁業(営業等内訳),所得 農業,所得 肉用牛(免税・除外計),所得 肉用牛(除外売却価格),所得 不動産,所得 利子,所得 配当(配当控除適用分),所得 配当(配当控除適用無分),所得 配当(少額),所得 給与,所得 公的年金,所得 雑,所得 譲渡一時,所得 一時(2分の1前),所得 総合短期,所得 総合譲渡長期(2分の1前),所得 退職,所得 分離山林,所得 分離事業・雑,所得 分離短期,所得 分離短期軽減,所得 分離長期(一般),所得 分離長期(優良),所得 分離長期(居住),所得 分離有価証券,所得 分離有価証券(特例),所得 分離商品先物取引,合計所得金額,総所得金額,総所得金額等,純損失の金額,雑損失の金額,所得 分離商品先物取引繰越控除,専従者控除 配偶者,専従者控除 その他,平均課税(所得 前々年の変動所得),平均課税(所得 前年の変動所得),平均課税(所得 変動所得),平均課税(所得 臨時所得),特別控除 一時,特別控除 総合譲渡,特別控除 短期,特別控除 短期軽減,特別控除 長期(一般),特別控除 長期(優良),特別控除 長期(居住),特別控除 山林,特別控除 有価証券,特別控除 有価証券(特例),給与収入(一般),給与収入(専従),給与(特定控除),公的年金収入,本人 特別障害,本人 その他障害,本人 老年人,本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,本人 未成年,本人 夫あり,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),配偶者所得,扶養 一般,扶養 特定,扶養 老人同居,扶養 老人合計,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),青色申告区分,専従者 配偶者,専従者 その他,非課税所得区分1,非課税所得金額1,控除 雑損,控除 医療費,控除 社会保険料,控除 小規模企業共済等掛金,控除 生命保険料,控除 損害保険料,控除 寄付金,控除 配偶者特別,控除 配偶者,控除 本人,控除 扶養,控除 障害(扶養控除内数),控除 基礎,旧・生命保険 支払額,旧・生命保払額,損害保険 長期支払額,所得控除 合計,退職 退職収入(現年課税分),退職 所得税用退職(前年源泉分),退職 勤続年数,退職 障害区分,所得税 控除 損害保険料,所得税 控除 生命保険料,所得税 控除 配偶者特別,所得税 控除 寄付金,所得税 合計所得,所得税 所得控除計,所得税 その他税額控除,所得税 所得税額,計算値 合計所得金額,計算値 控除額合計,計算値 配当控除,計算値 特別減税額,計算値 所得税額,収入 営業等,収入 営業(営業等内数),収入 漁業(営業等内数),収入 他事(営業等内数),収入 農業,収入 肉用牛,収入 不動産,収入 利子,収入 配当(配当控除適用分),収入 配当(配当控除適用無分),収入 配当(少額配当分),収入 雑,収入 一時,収入 総合譲渡短期,収入 総合譲渡長期,収入 分離事業・雑,収入 分離短期,収入 分離短期軽減,収入 分離長期(一般),収入 分離長期(優良),収入 分離長期(居住),収入 分離山林,収入 分離有価証券,収入 分離有価証券(特例),収入 分離商品先物,特例摘要条文長期,特例摘要条文短期,特例摘要条文予備,エラー区分,エラー内容,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,配当・譲渡割額,株式譲渡の損失,併徴先判定区分,転送区分,転送先コード,転送日,所得 分離長期(居住特例),分離長期(居住特例)の損失,収入 配当(私募証券),収入 配当(一般外貨建等証券),所得 配当(私募証券),所得 配当(一般外貨建等証券),所得税 外国税額控除,所得税 住宅ローン控除,住宅控除見込額(入力値),翌年申告作成区分,住宅控除見込額(計算値),住宅控除可能額,特普区分,寄附金(都道府県・市区町村分),寄附金(共募・赤十字分),寄附金(市区町村条例指定分),寄附金(都道府県条例指定分),配当割額,株譲渡割額,収入 上場株式配当,所得 上場株式配当,損失 上場株式配当,居住年月日1(西暦),居住年月日2(西暦),所得税 課税標準額(入力値),所得税 税控前税額(入力値),所得税 配当控除(入力値),所得税 試験等控除(入力値),所得税 課税標準額(計算値),所得税 税控前税額(計算値),支払医療費,国税連携データ取込日,国税連携データ取込日毎の連番,イメージ取込日,イメージ連番,利用者識別番号,算入強制区分,二表入力状況,二表入力状況詳細,二表入力要否,二表入力日,二表入力職員番号,受付番号,バッチ番号,異動年月日,連絡データ作成年月日,帳票番号,パンチ氏名漢字,資料区分,扶養 年少,新・生命保険 支払額,生命保険 介護医療支払額,新・生命保険 個人年金支払額,所得税 災害減免,所得税 復興特別(入力値),所得税 復興特別(計算値),特定取得該当1,特定取得該当2寄附金申告特例(都道府県・市区町村分),雑業務,収入雑業務,所得金額調整控除,所得金額調整控除区分,本人 ひとり親

【賦課期日情報】

宛名番号,年度,算定団体コード,履歴連番,氏名カナ,氏名漢字,生年月日,性別,町名,番地,方書,地区コード,行政区コード,班コード,世帯番号,世帯主かな,世帯主氏名漢字,記載順位,続柄名,続柄区分,続柄コード1,続柄コード2,続柄コード3,続柄コード4,現存区分,人格区分,住民となる判定日,住民となる事由,住民でなくなる日,住民でなくなる事由,転出確定区分,配偶者宛名番号,生活保護区分,障害者区分1,障害者区分2,障害者区分3,国保資格,介護保険資格,国民年金資格,国民年金記号,国民年金番号,各種情報1,各種情報2,各種情報3,各種情報4,申告書作成区分,前年申告区分,前年徴収区分,本人 老年人,本人 未成年,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,郵便番号,郵便番号BC,住登外課税区分,市町村コード,大字コード,本番,枝番1,枝番2,枝番3,方書コード,街区番号,棟号

【扶養関係情報】

宛名番号,年度分,扶養者宛名番号,扶養関係コード,履歴連番,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 軽自動車税課税情報ファイル

【宛名情報】

個人番号,宛名番号,統合宛名番号,世帯番号,氏名,性別,生年月日,住所,電話番号,行政区コード,支所コード,地区コード,班コード,住民でなくなる日,住民でなくなる事由

【車両情報】

算定団体コード,車両番号,履歴連番,車種コード,標識区分,標識かな,標識番号,所有者宛名番号,使用者宛名番号,納税義務者区分,課税区分,特例区分,減免区分,リース区分,米軍区分,取得年月日,取得事由,廃車年月日,廃車事由,プレート回収区分,異動年月日,事由種別,異動事由,車名,型式,年式,車台番号,排気量,単位区分,型式認定番号,原動機型式,動力区分,定置場所,名義異動通知出力区分

【課税情報】

調定年度,年度分,履歴連番,車両マスタ履歴連番,通知書番号,義務者宛名番号,科目コード,科目詳細コード,車種コード,統計コード,ソート区分,税額,更正日,更正事由

【調定情報】

科目コード,科目詳細コード,算定団体コード,期割団体コード,調定年度,年度分,現年過年区分,通知書番号,論理期別,年月,宛名番号,調定額,不納欠損額,備考1,備考2,備考3,備考4,備考5,備考漢字1,備考漢字2,備考漢字3,備考漢字4,備考漢字5,履歴連番,異動日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 固定資産税課税情報ファイル

【宛名情報】

個人番号,宛名番号,統合宛名番号,世帯番号,氏名,性別,生年月日,住所,電話番号,行政区コード,支所コード,地区コード,班コード,住民でなくなる日,住民でなくなる事由

【土地基本情報】

土地コード,土地連番,最新区分,登録区分,データ種別,名義人宛名番号,名義人氏名,名義人住所,名義人共有連番,名義人区分,義務者重複統一用宛名番号,義務者宛名番号,義務者共有連番,名義人重複統一用宛名番号,算定団体コード,大字コード,小字コード,地番記号1,地番本番,地番記号2,地番枝1,地番記号3,地番枝2,地番特殊,地番特殊2,登記地目,課税地目,比準地目,登記地積,課税地積,小規模地積,非住宅地積,画地地積,住宅個数,用途地区,住宅用地区分,登記受付日,登記原因日,登記事由,沿革日,沿革事由,地図番号1,地図番号2,地図番号3,地図番号4,分合筆区分,評価分割事由,評価分割地積,評価分割按分率,課税計算区分,基準課税年度,基準課税標準額,都計基準課税標準額,前年課税標準額,特例区分,特例開始年,課税区分,都計課税区分,減免区分,市街化区分,都市計画区分,農振区分,訂正区分,地籍調査区分,課税分割区分,削除区分,賦課開始年度,エンリー種別,土地コードF,土地連番F,土地コードT,土地連番T,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,減免率,名義人優先区分,宅地比準区分,国調地積,特定市街化開始年度,備考1,備考2,備考3,備考4,符号,受付番号,換地区分,不均一区分,不均一税率,不均一面積,役所コード,物件個人・法人区分,同筆コード,住宅床面積,非住宅床面積,総床面積,居住部分の割合,一般地積,小規模割合,一般住宅割合,非住宅割合,住宅用地の割合,異動日,異動事由,生産緑地区分,生産緑地開始年月,停止サイン,異動番号,異動枝番

【土地画地情報】

土地コード,土地連番,評価年度,正面用途,正面路線番号,正面路線連番,正面路線価,正面間口,正面奥行,正面奥行価格,正面間口狭小,正面奥行長大,正面三角地補正率,正面個別補正区分1,正面個別補正区分2,正面個別補正区分3,正面個別補正区分4,正面個別補正区分5,正面個別補正1,正面個別補正2,正面個別補正3,正面個別補正4,正面個別補正5,正面補正合計,正面単価,側方1用途,側方1路線番号,側方1路線連番,側方1路線価,側方1間口,側方1奥行,側方1奥行価格,側方1間口狭小,側方1奥行長大,側方1角地形状,側方1加算率,側方1個別補正区分1,側方1個別補正区分2,側方1個別補正区分3,側方1個別補正区分4,側方1個別補正区分5,側方1個別補正1,側方1個別補正2,側方1個別補正3,側方1個別補正4,側方1個別補正5,側方1補正合計,側方1単価,側方2用途,側方2路線番号,側方2路線連番,側方2路線価,側方2間口,側方2奥行,側方2奥行価格,側方2間口狭小,側方2奥行長大,側方2角地形状,側方2加算率,側方2個別補正区分1,側方2個別補正区分2,側方2個別補正区分3,側方2個別補正区分4,側方2個別補正区分5,側方2個別補正1,側方2個別補正2,側方2個別補正3,側方2個別補正4,側方2個別補正5,側方2補正合計,側方2単価,二方用途,二方路線番号,二方路線連番,二方路線価,二方間口,二方奥行,二方奥行価格,二方間口狭小,二方奥行長大,二方加算率,二方個別補正区分1,二方個別補正区分2,二方個別補正区分3,二方個別補正区分4,二方個別補正区分5,二方個別補正1,二方個別補正2,二方個別補正3,二方個別補正4,二方個別補正5,二方補正合計,二方単価,控除正面用途,控除正面路線番号,控除正面路線連番,控除正面路線価,控除正面間口,控除正面奥行,控除正面奥行価格,控除正面間口狭小,控除正面奥行長大,控除正面三角地補正率,控除正面個別補正区分1,控除正面個別補正区分2,控除正面個別補正区分3,控除正面個別補正区分4,控除正面個別補正区分5,控除正面個別補正1,控除正面個別補正2,控除正面個別補正3,控除正面個別補正4,控除正面個別補正5,控除正面補正合計,控除正面単価,控除側方用途,控除側方路線番号,控除側方路線連番,控除側方路線価,控除側方間口,控除側方奥行,控除側方奥行価格,控除側方間口狭小,控除側方奥行長大,控除側方角地形状,控除側方加算率,控除側方個別補正区分1,控除側方個別補正区分2,控除側方個別補正区分3,控除側方個別補正区分4,控除側方個別補正区分5,控除側方個別補正1,控除側方個別補正2,控除側方個別補正3,控除側方個別補正4,控除側方個別補正5,控除側方補正合計,控除側方単価,逆三角形区分,三角地底角,三角地对角,三角地面積,崖地面積,想定整形地区分,想定整形地面積,不整形度,造成費増減区分,造成費コード,盛土高,造成費,近い奥行,崖地補正率,不整形補正率,確定不整形補正率,通路開設補正率,無道路補正率,袋地補正率,地目補正率,全体補正区分1,全体補正区分2,全体補正区分3,全体補正区分4,全体補正区分5,全体補正率1,全体補正率2,全体補正率3,全体補正率4,全体補正率5,控除地積,地積,画地地積,全体評点数,平米単価,評価額,画地非連動,自動判定不要,画地計算区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,蔭地割合,全路線合計単価,形状区分,全体補正区分6,全体補正区分7,全体補正区分8,全体補正区分9,全体補正区分10,全体補正区分11,全体補正区分12,全体補正区分13,全体補正区分14,全体補正区分15,全体補正区分16,全体補正区分17,全体補正区分18,全体補正区分19,全体補正区分20,全体補正要素値A11,全体補正要素値A12,全体補正要素値A13,全体補正要素値A14,全体補正要素値A15,全体補正要素値A16,全体補正要素値A17,全体補正要素値A18,全体補正要素値A19,全体補正要素値A20,全体補正要素値B11,全体補正要素値B12,全体補正要素値B13,全体補正要素値B14,全体補正要素値B15,全体補正要素値B16,全体補正要素値B17,全体補正要素値B18,全体補正要素値B19,全体補正要素値B20,全体補正率6,全体補正率7,全体補正率8,全体補正率9,全体補正率10,全体補正率11,全体補正率12,全体補正率13,全体補正率14,全体補正率15,全体補正率16,全体補正率17,全体補正率18,全体補正率19,全体補正率20,全体補正率(総合補正),補正後単価

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【土地画地拡張情報】

土地コード,土地連番,評価年度,拡張1用途,拡張1路線番号,拡張1路線連番,拡張1路線価,拡張1間口,拡張1奥行,拡張1奥行価格,拡張1間口狭小,拡張1奥行長大,拡張1加算率,拡張1個別補正区分1,拡張1個別補正区分2,拡張1個別補正区分3,拡張1個別補正区分4,拡張1個別補正区分5,拡張1個別補正1,拡張1個別補正2,拡張1個別補正3,拡張1個別補正4,拡張1個別補正5,拡張1補正合計,拡張1単価,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,正面想定間口,正面想定奥行,側方1想定間口,側方1想定奥行,側方2想定間口,側方2想定奥行,二方想定間口,二方想定奥行,拡張1想定間口,拡張1想定奥行,正面間口決定区分,正面奥行決定区分,側方1間口決定区分,側方1奥行決定区分,側方2間口決定区分,側方2奥行決定区分,二方間口決定区分,二方奥行決定区分,拡張1間口決定区分,拡張1奥行決定区分,全体補正実測1,全体補正実測3,全体補正実測2,全体補正実測4,全体補正実測5,正面個別補正分類1,正面個別補正分類2,正面個別補正分類3,正面個別補正分類4,正面個別補正分類5,側方1個別補正分類1,側方1個別補正分類2,側方1個別補正分類3,側方1個別補正分類4,側方1個別補正分類5,側方2個別補正分類1,側方2個別補正分類2,側方2個別補正分類3,側方2個別補正分類4,側方2個別補正分類5,二方個別補正分類1,二方個別補正分類2,二方個別補正分類3,二方個別補正分類4,二方個別補正分類5,全体補正実測1,全体補正実測2,全体補正実測3,全体補正実測4,全体補正実測5,拡張1個別分類1,拡張1個別分類2,拡張1個別分類3,拡張1個別分類4,拡張1個別分類5,控除正面想定間口,控除正面想定奥行,控除側方想定間口,控除側方想定奥行,控除間口決定区分,控除奥行決定区分,控除側方間口決定区分,控除側方奥行決定区分,控除正面個別補正分類1,控除正面個別補正分類2,控除正面個別補正分類3,控除正面個別補正分類4,控除正面個別補正分類5,控除側方個別補正分類1,控除側方個別補正分類2,控除側方個別補正分類3,控除側方個別補正分類4,控除側方個別補正分類5,奥行短小,正面接面間口,正面計算奥行,側方1接面間口,側方1計算奥行,側方2接面間口,側方2計算奥行,二方接面間口,二方計算奥行,全体補正実測6,全体補正実測7,全体補正実測8,全体補正実測9,全体補正実測10,全体補正実測11,全体補正実測12,全体補正実測13,全体補正実測14,全体補正実測15,全体補正実測16,全体補正実測17,全体補正実測18,全体補正実測19,全体補正実測20,全体補正分類6,全体補正分類7,全体補正分類8,全体補正分類9,全体補正分類10,全体補正分類11,全体補正分類12,全体補正分類13,全体補正分類14,全体補正分類15,全体補正分類16,全体補正分類17,全体補正分類18,全体補正分類19,全体補正分類20

【一画地管理情報】

土地コード,土地連番,代表土地コード,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,画地番号,住宅床面積,非住宅床面積,総床面積,居住部分の割合,小規模地積,一般地積,非住宅地積,一画地地積,一画地筆数,小規模割合,一般割合,非住宅割合,住宅用地の割合,住宅用地区分

【土地評価情報】

土地コード,土地連番,評価年度,評価計算区分,標準地番号,比準割合,評価額,単価区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,時点修正率,直接入力フラグ,単価,近傍単価,

【土地課税情報】

土地コード,土地連番,課税年度,課税種別,レコード区分,最新区分,課税標準額,評価額,前年課税標準額,確定上昇率,負担調整率,負担調整区分,本則区分,暫定特例区分,臨時特例区分,削除区分,土地按分区分,負担水準,負担特例区分,荷重平均水準,評価下落率,前回評価額,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,軽減課税標準額,年度進行率,本則課税標準額,算出課税標準額,特例分課税標準額,算出税額,軽減税額,減免税額,減額税額,その他減税額,相当税額

【家屋基本情報】

家屋コード,家屋連番,同棟本番,同棟枝番,最新区分,データ種別,管理番号,義務者宛名番号,義務者共有連番,義務者重複統一用宛名番号,算定団体コード,大字コード,小字コード,沿革日,沿革事由,地番記号1,地番本番,地番記号2,地番枝1,地番記号3,地番枝2,地番特殊1,地番特殊2,構造コード,種類コード,屋根コード,用途コード1,用途コード2,用途コード3,用途コード4,地上階数,地下階数,床面積全体,床面積一階,住居部分床面積,建築年月日,改築年月日,増築年月日,特例区分,特例開始年,課税区分,課税区分限年,市街化区分,都市計画区分,都計課税区分,賦課開始年度,削除区分(減失区分),訂正区分,減免区分,減免区分限年,主従区分,棟数区分,貸家区分,価格変更区分,軽減不適用区分,新築軽減床面積,新築軽減個数,新築軽減限年,調査本番,調査枝番,一画地コード,エントリ一種別,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,減免率,全体戸数,減失年月日,減失部分床面積(Ver2.1),不均一区分(Ver2.1),不均一税率(Ver2.1),不均一面積(Ver2.1),役所コード,物件個人・法人区分,異動日,異動事由,区分所有建物番号,区分所有部屋番号,入力㎡当り再建築費評点数,入力再建築費評点数,入力評価額,入力前年㎡当り再建築費評点数,入力前年再建築費評点数,入力前年評価額,停止サイン,異動番号,異動枝番

【別添1）特定個人情報ファイル記録項目】

【家屋登記情報】

家屋コード,家屋連番,家屋登記区分,名義人宛名番号,名義人共有連番,名義人重複統一用宛名番号,名義人氏名,名義人住所,名義人区分,家屋番号記号1,家屋番号本番,家屋番号記号2,家屋番号枝1,家屋番号記号3,家屋番号枝2,家屋番号特殊1,家屋番号特殊2,登記構造コード1,登記構造コード2,登記種類コード1,登記種類コード2,登記屋根コード1,登記屋根コード2,登記地上階数,登記地下階数,登記床面積全体,登記床面積一階,登記受付日,登記原因日,登記事由,削除区分,訂正区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,名義人優先区分,受付番号(Ver2.1),登記滅失年月日(Ver2.1),登記滅失部分面積(Ver2.1),敷地権利用(Ver2.1)

【家屋評価情報】

評価年度,家屋コード,家屋連番,再建築費評点数,評価額,肉厚,腐食潮解区分,耐火区分,構築区分,総合損耗補正率,地域補正率,建築様式補正率,積雪寒冷補正率,損耗補正率,その他補正率,理論評価額,評価水準,経年減点補正率,経過年数,評価替結果区分,削除区分,最新区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,評価用途,3%減価価格,m²当り再建築費評点数,その他補正率2,その他補正率3,上昇率,1点単価,直接入力フラグ

【家屋課税標準額情報】

家屋コード,家屋連番,課税種別,課税年度,構造コード,種類コード,決定評価額,課税標準額,課税床面積,新築軽減床面積,新築軽減個数,新築軽減課税標準額,新築軽減限年,建築年次,削除区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,その他軽減課税標準額,算出課税標準額,特例分課税標準額,算出税額,軽減税額,減免税額,減額税額,その他減税額,相当税額

【償却資産申告情報】

算定団体コード,義務者重複統一用宛名番号,課税年度,配分区分,資産種類,義務者宛名番号,前年前取得価額,前年中減少価額,前年中取得価額,取得価額,帳簿価額,評価額,決定価格,特例対象額(特例分課税標準額),課税標準額,前年課税標準額,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,特例分取得価額,特例分帳簿価額,特例分評価額,特例分決定価額,減免税額,異動日,異動事由

【償却資産基本情報】

算定団体コード,義務者宛名番号,課税年度,義務者重複統一用宛名番号,事業種目,資本金,事業開始年月,係り名,係り電話番号,税理士名,税理士電話番号,短縮耐用年数有無,増加償却届出有無,非課税該当資産有無,課税標準特例の有無,特別償却有無,償却方法,青色申告の有無,

資産所在地1,資産所在地2,資産所在地3,資産所在地4,借用資産の有無,貸主氏名,事業所用家屋の所有区分,申告区分,申告受付日,優先区分,償却資産決定区分,大規模区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,役所コード,屋号,産業分類コード,決算月1,決算月2,申告発送日,催促日

【償却資産物件明細情報】

算定団体コード,義務者重複統一用宛名番号,課税年度,資産コード,資産コード連番,義務者宛名番号,資産種類,カナ名称,漢字名称,数量,取得年,取得月,取得日,取得価額,耐用年数,帳簿価額,評価額,決定価格,課税標準額,前年帳簿価額,前年評価額,特例対象額(特例分課税標準額),特例区分,特例率分子,特例率分母,特例限年,特例経過年数,増加事由,減少事由,最低限度区分,減価残存率,賦課開始年度,適用開始年度,強制区分,課税区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,償却整理番号,継続区分,減免区分,減免率分子,減免率分母,減免限年,減免経過年数,減免税額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【課税基本情報】

算定団体コード,調定年度,年度分,通知書番号,履歴連番,義務者宛名番号,義務者共有連番,科目コード,科目詳細コード,課税標準額固定土地計,課税標準額都市計,課税標準額固定家屋計,課税標準額都市家屋計,新築軽減課税標準額,課税標準額償却資産計,固定資産税課税標準額合計,都市計画税課税標準額合計,都市計画税軽減対象課税,固定資産税額,都市計画税額,新築軽減税額,固定資産税減免税額,固定資産税減免前税額,都市計画税軽減税額,都市計画税減免税額,都市計画税減免前税額,差引年税額,国保用税,減免率,減免事由,土地免税点区分,家屋免税点区分,償却資産免税点区分,個法区分,最新区分,削除区分,共有合算区分,団体内外区分,区分所有税額固定資産税,区分所有税額都市計画税,按分納付書作成区分,按分元納付額,共有番号,共有番号連番,特1区分,特2区分,特3区分,更正日,更正事由,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,共有按分税額,義務者重複統一用宛名番号,義務者重複統一用共有連番,軽減課税土地固定資産税,軽減課税土地都市計画税,軽減課税家屋固定資産税,軽減課税家屋都市計画税,軽減税額土地固定資産税,軽減税額土地都市計画税,軽減税額家屋固定資産税,軽減税額家屋都市計画税,軽減課税固定資産税,軽減課税都市計画税,軽減税額固定資産税,軽減税額都市計画税,区分所有課税土地固定資産税,区分所有課税土地都市計画税,区分所有課税家屋固定資産税,区分所有課税家屋都市計画税,区分所有税額土地固定資産税,区分所有税額土地都市計画税,区分所有税額家屋固定資産税,区分所有税額家屋都市計画税,不均一課税土地固定資産,不均一課税土地都市計画,不均一課税家屋固定資産,不均一課税家屋都市計画,不均一課税償却資産,不均一税額土地固定資産,不均一税額土地都市計画,不均一税額家屋固定資産,不均一税額家屋都市計画,不均一税額償却資産,不均一税額固定資産,不均一税額都市計画,土地相当税額固定資産,土地相当税額都市計画,家屋相当税額固定資産,家屋相当税額都市計画,償却資産相当税額,役所コード,固定資産税土地減免税額,都市計画税土地減免税額,固定資産税家屋減免税額,都市計画税家屋減免税額,固定資産税土地減額税額,都市計画税土地減額税額,固定資産税家屋減額税額,都市計画税家屋減額税額,固定資産税減額税額,都市計画税減額税額,固定資産税その他土地減額税額,都市計画税その他土地減額税額,固定資産税その他家屋減額税額,都市計画税その他家屋減額税額,固定資産税その他減額税額,都市計画税その他減額税額,固定資産税差引年税額,都市計画税差引年税額,既課税額,固定資産税償却減免税額,調定分減免税額,減免開始論理期別

【固定資産税調定情報】

科目コード,科目詳細コード,算定団体コード,期割団体コード,団体内外区分,調定年度,年度分,現年過年区分,通知書番号,年月,論理期別,宛名番号,調定額,不納欠損額,按分区分,履歴連番,異動日,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号

【共有構成員情報】

共有番号,共有連番,構成員宛名番号,共有代表者区分,持分分子,持分分母,按分納付書作成区分,調定合算区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,適用区分,適用年度(非課税減免区分),課税年度,構成員連番,建物番号,共有人数,削除区分,任意区分,異動日,予備1(宛名履歴連番),予備2(固定補正率),予備3(都計補正率),予備4,予備5(部屋番号),登記氏名,登記住所

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 国民健康保険税課税情報ファイル

【宛名情報】

個人番号,宛名番号,統合宛名番号,世帯番号,氏名,性別,生年月日,住所,電話番号,行政区コード,支所コード,地区コード,班コード,住民でなくなる日,住民でなくなる事由

【資格基本】

国保世帯番号,旧自治体区分,宛名番号,履歴番号,最新区分,資格区分,記載順位,続柄区分,続柄コード1,続柄コード2,続柄コード3,続柄コード4,続柄名称,表示用続柄,取得年月日,取得事由,取得届出日,喪失年月日,喪失事由,喪失届出日,退職区分,異動日,事由,届出日,転居区分,転居国保世帯番号,個人データ区分,削除区分,異動日連番,処理日,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号

【資格基本(退職)】

国保世帯番号,旧自治体区分,宛名番号,履歴番号,最新区分,資格基本履歴番号,退職区分,該当年月日,該当届出日,非該当年月日,非該当届出日,受給権発生日,受給年金名称,受給年金種別,退職本人,退職続柄コード1,退職続柄コード2,退職続柄コード3,退職続柄コード4,退職続柄名称,異動日,事由,届出日,削除区分,異動日連番,処理日,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号

【賦課基本】

国保世帯番号,算定団体コード,調定年度,年度分,履歴番号,通知書番号,翌年度通知書番号,世帯主宛名番号,事由,更正日,更新区分,申告区分,主所得区分,現存区分,世帯区分,擬制区分,賦課期日軽減区分,住民税課税区分,譲渡世帯区分,老人世帯区分,専従世帯区分,軽減申請区分,清算区分,軽減判定所得,賦課期日人員,均等人員,現在人員,有所得人員,所得額,課税標準額,所得割額,資産税額,資産割額,均等割額,平等割額,積算税額,限度超過額,軽減均等割額,軽減平等割額,軽減均等6,軽減平等6,軽減均等4,軽減平等4,軽減均等2,軽減平等2,月割減額,端数,減額合計,減免額,過年度分,年税額,軽減4月,軽減5月,軽減6月,軽減7月,軽減8月,軽減9月,軽減10月,軽減11月,軽減12月,軽減1月,軽減2月,軽減3月,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号

【賦課期別】

科目コード,科目詳細コード,国保世帯番号,算定団体コード,期割団体コード,団体内外区分,現年過年区分,調定年度,年度分,通知書番号,論理期別,履歴番号,年月,納税義務者宛名番号,更正日,全体税額,退職税額,医療全体税額,医療退職税額,介護全体税額,介護退職税額,支援全体税額,支援退職税額,公示送達区分,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(5) 収納、滞納管理情報ファイル

【宛名情報】

個人番号、宛名番号、統合宛名番号、世帯番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、行政区コード、支所コード、地区コード、班コード、住民でなくなる日、住民でなくなる事由

【分納誓約】

誓約日、解除、分納区分、誓約区分、代理人氏名、郵便番号、住所1、住所2、住所3、電話番号、次回来庁日、次回誓約日、誓約理由、開始年月、納付方法、納付日、口座振替日、処理サイクル、先入金額、金額、回数、解除日、解除区分、加算月1、加算額1、控除月1、加算月2、加算額2、控除月2、加算月3、加算額3、控除月3、加算月4、加算額4、控除月4、督促基準日、延滞基準日、備考連番

【分納備考】

誓約日、分納誓約備考

【分納期別】

誓約日、解除、管理人宛名番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号

【口座】

解除、金融機関コード、支店コード、支店枝番、義務者氏名、名義人氏名漢字、名義人氏名カナ、預金種別、口座番号

【分納詳細】

誓約日、解除、誓約区分、納付年月、猶予区分、納付期限

【分納優先設定】

誓約日、猶予、年度、納期限、現年、本税、優先1、優先2、優先3、パターン

【分納調定】

調定区分、管理番号1、管理番号2、管理人宛名番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、内訳未能額、内訳督促料、内訳延滞金、元調定

【延滞金管理】

科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、計算開始日、計算終了日

【延滞金減免申請】

受付番号、申請日、起案日、調査日、決裁日、申請者氏名、申請者郵便番号、申請者住所、納税義務者宛名番号、納税義務者氏名、納税義務者郵便番号、納税義務者住所、減免申請区分、減免割合(分子)、減免割合(分母)、申請理由、減免決定区分、減免決定割合(分子)、減免決定割合(分母)、減免決定理由、取消日、取消理由

【期別毎延滞金減免】

受付番号、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、算定団体コード、期割団体コード、通知書番号、論理期別、決裁区分、減免調定額、延滞金基準日、延滞金(減免前)、延滞金(減免後)

【不動産公売管理】

公売公告日、公売番号、起案日、決裁日、宛名番号、備考、公売状況、開始日、開始時間、終了日、終了時間、公売場所、公売方法、入札日、入札時間、入札場所、開札日、開札時間、開札場所、売却日、売却時間、売却場所、代金納付期限、代金納付時間、代金納付場所

【経過記録情報】

折衝日、場所、面談者、約束日、区分、内容

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【不動産公売入札】

売却連番、売却履歴連番、売却区分番号、入札状況、見積価額、未払額、売却価額、理由、質権等、備考、財産番号、取消区分、最新区分

【不納欠損(即時消滅)】

団体内外区分、算定団体コード、期割団体コード、科目コード、科目詳細コード、調定年度、年度分、通知書番号、論理期別、宛名番号、消滅日、消滅事由、解除日、解除事由、不納欠損事由

【配当】

起案日、執行日、配当状況、受付金額、配当金額、残余金、充当額、還付金額、還付加算金、還付加算金基準日、交付期日、交付時刻、交付先、交付場所、終了区分、配当番号、滞納処分日

【配当額】

宛名番号、グループ番号、配当番号、権利番号、配当額

【一括保険調査】

詳細連番、氏名、保険連番、照会先郵便番号、照会先名称、照会先所在地、登録日、起案日、回答期限、収発番号、郵便番号、町名、番地、方書、前住所郵便番号、前住所町名、前住所番地、前住所方書

【財産】

財産名称、財産番号

【時効保留】

保留区分、保留開始日、保留期日、保留理由

【時効中断】

中断区分、中断開始日、中断期日、中断理由

【時効停止】

停止区分、停止開始日、停止期日、停止理由

【滞納者実態調査】

自治体住所、自治体名称、登録日、起案日、回答期限、収発番号、備考、現住所、前住所

【電話加入権】

依頼先氏名、依頼先住所、電話番号、権利者氏名、権利者住所、受付番号、登録日、起案日、回答期限、収発番号、備考

【土地】

住所、持分、地積、不動産番号

【家屋】

住所、番号、種類、構造、持分、面積、不動産番号

【権利者】

番号、氏名、住所

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人情報】

個人担当者、滞納要因、勤務先名2、勤務先電話番号2、勤務先郵便番号2、勤務先町名2、勤務先番地名2、勤務先肩書き2、職種、備考連番、生活保護開始日、生活保護廃止日、社会保険加入日、社会保険離脱日

【連絡先】

連絡先種類、電話番号、郵便番号、町名、番地、方書、優先順位、備考、調査日

【関連者】

宛名番号、続柄、関連区分

【戸籍】

本籍地、筆頭者、調査日、回答日

【交渉記録】

内容、折衝日、折衝時刻、約束日、約束時刻、担当者

【交付申請】

宛名番号、申請種類、住所、登録日、起案日、回答期限、収発番号、備考、照会先住所、照会先名称、本籍

【担保】

受付番号、債務情報、債務者、郵便番号、町名、番地、方書、調査日

【登記】

登記番号、登記区分、財産グループ番号、原因及びその日付、権利者名称、購入者住所、購入者名称、発行日、添付書類、送達先法務局、登録免許税、嘱託者住所、嘱託者名称、連絡先電話番号、課税価格

【滞納処分】

法定納期限、グループ番号、処分区分、起案日、決裁日、執行日、法務局、裁判所、差押日、事件番号、事件名称、解除、解除理由、備考、履行日、履行内容、滞納者氏名、滞納者住所

【調定収納】

科目コード、科目詳細コード、算定団体コード、期割団体コード、団体内外区分、調定年度、年度分

【調定収納】

現年過年区分、通知書番号、論理期別、年月、納期限、法廷納期限、前納月、納税義務者宛名番号、義務者宛名番号、調定額、不納欠損額、収納日、領収日、収納額(調定額)、収納額(督促料)、収納額(延滞金)、前納報奨金、還付加算金、備考、異動日、開始事業年度、終了事業年度、速報・確報区分、コンビニ連番、バーコード情報、納付方法

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(6) 統合連携DBファイル

【宛名情報】

個人番号,宛名番号,統合宛名番号,世帯番号,氏名,性別,生年月日,住所,電話番号,行政区コード,支所コード,地区コード,班コード,住民でなくなる日,住民でなくなる事由

【賦課に必要な情報】

介護保険料支払額、後期高齢医療保険料支払額、生活保護受給情報、障害者控除のための障がい者等級(障がい福祉)、障害者控除のための障がい者等級(介護保険)、介護保険年金特徴該当者データ及び停止情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口では、本人確認書類の提示を受けることで本人確認を実施している。 ・地方税法に基づいて提出される申告書は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。 ・市民からの申告書等の課税資料の情報の入手については、必要な情報以外記載出来ないようにしている。 ・システムを利用する職員を限定し、ID及びパスワードによる本人認証を実施している。 ・特定の職員のみログインできるシステムにおいて、ログイン履歴を管理をしているため、誰がいつ何の情報を入手したかがわかるようになっている。 ・システム連携においては、必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう、また、必要な者に関する特定個人情報であっても、その事務を遂行する上で必要なもの以外の特定個人情報を入手しないよう、システムの的に制御されている。 （eLTAXからの入手分） ・審査システムでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。 ・国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ※ 他市区町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市区町村に回送する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 5px;">十分である</div> <div style="margin: 0 5px;">]</div> <div style="text-align: center;"> ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>＜特定個人情報を入手する際の情報漏えいや紛失リスクに対する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護や取扱いについて、年2回のセキュリティトレーニングや内部監査を行い、市のセキュリティポリシーの周知や、ITに関する一般常識、事故対応の方法等、意識を高める活動をしている。 <p>【eLTAX関係】</p> <p>＜不適切な方法で入手が行われるリスク＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXホームページ上で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からLGWANを介し、審査サーバでデータを入手する。 ・国税連携データ受信サーバには、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御している。 <p>＜入手した特定個人情報が不正確であるリスク＞</p> <p>（入手の際の本人確認の措置の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法施行規則第4条（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより、本人確認した情報の提供を受ける。 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の本人確認は①と同様である。） <p>（個人番号の真正性確認の措置の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法施行規則第4条第2号イの規定に基づき、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けるなどの方法により行う。 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 <p>（特定個人情報の正確性確保の措置の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づいて本市に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・税務基幹システムでは、これらの申告書、法定調書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査に活用しているところである。 ・なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。 <p>＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元である利用者からの入手は、利用者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。 また、特定個人情報の入手元である年金保険者からの入手は、年金保険者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではDVD、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。 ・特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	団体内統合宛名システム、統合連携DBサーバ及び各業務システムにおいて、他システムからのアクセスについては、アクセス可能な情報の範囲を必要範囲に限定するよう、アクセス制御を行っている。各業務で使用する業務システムから出力される、個人情報が記載された紙媒体については、都度シュレッダーにかけるか、施錠保管を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存している。また記録は定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・アクセス権限の発効・失効は、毎年度使用者の見直しを行い、権限表の申請書を元に適切に管理を行っている。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報を取扱う契約において、契約書内に個人情報取扱特記事項として次の内容を明記している。 ・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正な管理のために必要な措置を講じる ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は複製の禁止 ・持ち出しの禁止 ・承諾を得ていない再委託の禁止 ・資料等の返還 ・従事者への周知 ・必要に応じ随時調査を行う ・事故発生等における報告
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
システム調達時における業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。 許可のない再委託を禁止する。 特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の順守を義務付ける。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法及び個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、使用部署の所属長からの申請により、所管部署が法的根拠から可否判断を行い、承認した所属部署に限り、データを移転する。</p> <p>提供用については、番号法第19条において定められた事務に限定して行うものとしている。また、必要に応じてアクセスログを確認することができるものとする。</p> <p>(eLTAXで提供する分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 	
その他の措置の内容	サーバ室への入退出及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、原則情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>システム連携時において、庁内業務システム同士のデータ連携は、みだりに連携させることなく、予め決められたシステムのみ連携可能となっている。</p> <p>【eLTAX関係】</p> <p><不適切な方法で提供・移転が行われるリスク></p> <p>審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、本市と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、本市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</p> <p><誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク></p> <p>審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、本市と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p>また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、本市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</p> <p><特定個人情報の提供・移転の記録の具体的な方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報（特別徴収税額通知等）の提供を行う。 ・なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、本市と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報（扶養は正情報等）の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 ・なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、本市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

・入手した特定個人情報が不正確であるリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

・不適切な方法で提供されるリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

・誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクについて

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

・その他の措置について

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

＜浦安市における措置＞

①地方公共団体からの照会が来た際は、ログが残る仕様となっており、アクセス管理が可能となっている。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
① 事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクを想定した安全管理体制をセキュリティポリシーで謳っている。</p> <p>・漏えい・滅失・毀損を想定した情報セキュリティに関わる安全管理規程をセキュリティポリシーで謳っている。</p> <p>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を想定した安全管理体制・規程を年2回のセキュリティeラーニングや内部監査にて、職員へ周知を行っている。</p> <p>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、サーバを堅牢なデータセンターへ設置している。データセンターへは事前の申請でのみ入館可能で、建物の入り口で荷物検査があり、サーバ室へは顔認証による入室管理がなされており、強固なセキュリティ管理がなされている。また、庁舎内にあるサーバ室は、入退室管理簿によって管理されており、サーバ室内はカメラによって執務室から常に監視できるようにしている。紙媒体に関しては、不要な場合は都度シュレッダーをかけ、保管する場合は施錠管理を行っている。</p> <p>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、ウイルス対策ソフトの導入と、不正アクセス対策を実施している。職員のパソコンはUSB等の電磁記録媒体が使用できない状態となっており、業務上必要な時は、使用可能な専用パソコンにて、ウイルスソフトにて確認後、使用可能となっている。</p> <p>・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、庁内ネットワークのファイルサーバは1日3回のバックアップを行っている。</p> <p>・給与支払者等からCD等の電子記録媒体により特定個人情報を入手した場合は、課税決定までの必要最低限期間、施錠の出来るロッカー等に保管し、課税決定時に給与支払者へ返送している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><特定個人情報の漏えい、滅失、毀損のリスクに対する措置></p> <p>・個人情報が記載されている紙媒体については、都度シュレッダーをかけるか、年4回、機密文書を全庁でまとめて溶解処理にて処分を行っている。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>(浦安市における措置)</p> <p>・職員等(非常勤職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修、内部監査、eラーニングにより意識の向上を行っている。</p> <p>・新規で構築したシステムのサーバやインターネットに公開しているサーバに対するセキュリティチェックを外部監査にて行う。</p> <p>(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	
10. その他のリスク対策		
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)軽自動車税課税情報ファイル (4)国民健康保険税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1) 個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクについて <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクについて <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクについて <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>・その他の措置について <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p><浦安市における措置> ① 地方公共団体からの照会が来た際は、ログが残る仕様となっており、アクセス管理が可能となっている。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
10. その他のリスク対策		
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 固定資産税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1) 個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(1) 個人住民税課税情報ファイルと同じ	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1) 個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1) 個人住民税課税情報ファイルと同じ
その他の措置の内容	(1) 個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(1) 個人住民税課税情報ファイルと同じ	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
10. その他のリスク対策	
—	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(5) 収納、滞納管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口では、本人確認書類の提示を受けることで本人確認を実施している。 ・市税、国民健康保険税の収納、滞納関係情報については、納税通知書等を收受している納税義務者のみ知り得る情報であり、納税事務者以外は入手することが出来ない。 ・市民からの申請書等の収納等関係情報については、必要な情報以外記載出来ないようにしている。 ・各市税、国民健康保険税の賦課徴収情報以外の入手については、システムによりアクセス制御している。 ・システムを利用する職員を限定し、ID及びパスワードによる本人認証を実施している。 ・特定の職員のみログインできるシステムにおいて、ログイン履歴を管理をしているため、誰がいつ何の情報を入力したかがわかるようになっている。 ・システム連携においては、必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう、また、必要な者に関する特定個人情報であっても、その事務を遂行する上で必要なもの以外の特定個人情報を入手しないよう、システムの的に制御されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
10. その他のリスク対策	
—	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(6) 統合連携DBファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本ファイルは、内部処理用に保管しているファイルであり、職員が直接情報登録や情報閲覧を行うことはない。 ・システム連携においては、必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう、また、必要な者に関する特定個人情報であっても、その事務を遂行する上で必要なもの以外の特定個人情報を入手しないよう、系統的に制御されている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	統合連携DBシステムにおいて、他システムからのアクセスについては、アクセス可能な情報の範囲を必要範囲に限定するよう、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
②請求方法	情報公開室又は市ホームページからダウンロードできる「個人情報開示請求書」に必要事項を記載し提出する。なお、身分証明書等により本人等の確認を行う。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 財務部 市民税課、固定資産税課、収税課 ・ 健康こども部 国保年金課 電話番号 047-351-1111
②対応方法	・問い合わせ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、必要な対応を行い総務部法務文書課へ報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年10月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②部署 II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納情報管理ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ④使用の主体 使用部署 (6) 統合連携DBファイル ①入手元	健康福祉部 国民健康保険課	市民経済部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更になるため、重要な変更該当しない。
平成28年8月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国民健康保険課長 臼倉昌俊	国保年金課長 大塚 晴美	事後	人事異動に伴う所属長の変更になるため、重要な変更該当しない。
平成28年8月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	単なる名称変更になるため、重要な変更該当しない。
平成28年8月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	情報公開コーナー	情報公開室	事後	単なる名称変更になるため、重要な変更該当しない。
平成28年8月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ①連絡先	健康福祉部 国民健康保険課	市民経済部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更になるため、重要な変更該当しない。
平成28年8月1日	別紙2 移転先No.17	国民健康保険課	国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更になるため、重要な変更該当しない。
平成28年12月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「国民健康保険料の徴収又は納入に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(44、45、46の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22条の2、23、24、25、26条の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22条の2、23、24、25、26条の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3)	事前	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定の整備になるため、重要な変更該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 個人住民税課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(56)件 [○]移転を行っている(22)件	[○]提供を行っている(62)件 [○]移転を行っている(27)件	事前	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う件数の変更になるため、重要な変更該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 個人住民税課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法第9条第1項 別表の上欄に掲げる者(別紙2参照)	番号法第9条第1項 別表第1に定める事務及び浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「独自利用条例」という。) 別表第1に定める事務の所管課(別紙2参照)	事前	個人番号の独自利用条例制定による表題及び見出しの変更になるため、重要な変更該当しない。

平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 個人住民税課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第1項、第9条第2項及び独自利用条例 別表第1(別紙2参照)	事前	個人番号の独自利用条例制定による変更になるため、重要な項目に該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 個人住民税課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条 別表第一の下欄に掲げる事務(別紙2参照)	番号法第9条第1項、第9条第2項及び独自利用条例 別表第1に定める事務(別紙2参照)	事前	個人番号の独自利用条例制定による変更になるため、重要な項目に該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 個人住民税課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和37年法律第66号)第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律	番号法第19条第9号 地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和37年法律第66号)第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律	事前	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 個人住民税課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第294条第3項	番号法第19条第9号、地方税法第294条第3項	事前	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	個人住民税課税情報ファイル別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	提供先No.20～56	提供先No.21～57	事前	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	個人住民税課税情報ファイル別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	提供先No.41～57	提供先No.42～58	事前	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	個人住民税課税情報ファイル別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	提供先 No.6 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先 No.6 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先 No.20 別表第二の項番 38 提供先 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先 No.41 別表第二の項番 85の2 提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先 No.41 別表第二の項番 85の2 提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供先 No.41 別表第二の項番 85の2 提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法の一部改正に伴う提供先の追加又は変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	別紙2)5. 特定個人情報の移転先(表題及び見出し)	番号法第9条第1項 別表第一に定める事務を行う所管課 移転先NO 別表第一の項番 移転先における用途 移転先(所管課)	番号法第9条第1項 別表第一に定める事務及び独自利用条例 別表第1に定める事務を行う所管課 移転先NO 別表第一の項番 条例別表第1の項番 移転先における用途 移転先(所管課)	事前	個人番号の独自利用条例制定による表題及び見出しの変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月14日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	名称変更に伴う変更なので、重要な変更には該当しない。

平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他 (統合連携DBサーバ、イメージ管理システム、eltax及び国税連携システム)	[○]その他 (統合連携DBサーバ、イメージ管理システム、eltax及び国税連携システム、滞納管理システム)	事前	
平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称		滞納管理システム	事前	
平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		①税オンラインシステムと連携し、滞納者情報を管理編集する機能。 ②滞納処分に関する各種帳票の出力する機能。	事前	
平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[]税務システム	[○]税務システム	事前	
平成29年7月14日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 加藤直和 収税課長 近藤彰男	市民税課長 関口俊二 収税課長 加藤直和	事後	人事異動に伴う所属長の変更になるため、重要な変更に関する担当しない。
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		委託事項6 税業務BPO運用業務 ① 委託内容 窓口業務、税務資料の整理や入力業務等の内部事務を委託 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 ヒューマンタッチ株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		委託事項5 税業務BPO運用業務 ① 委託内容 窓口業務、税務資料の整理や入力業務等の内部事務を委託 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 ヒューマンタッチ株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)固定資産税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		委託事項6 税業務BPO運用業務 ① 委託内容 窓口業務、税務資料の整理や入力業務等の内部事務を委託 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 ヒューマンタッチ株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4)国民健康保険税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		委託事項4 滞納管理システムの運用 ① 委託内容 滞納管理に関する税システムの保守・管理、機能改修等の業務 ② 委託先における取扱者数 10人未満 ③ 委託先名 北日本コンピュータ株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	事前	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)収納、滞納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		委託事項5 滞納管理システムの運用 ① 委託内容 滞納管理に関する税システムの保守・管理、機能改修等の業務 ② 委託先における取扱者数 10人未満 ③ 委託先名 北日本コンピュータ株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5)収納、滞納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		委託事項6 税業務BPO運用業務 ① 委託内容 窓口業務、税務資料の整理や入力業務等の内部事務を委託 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 ヒューマンタッチ株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	事前	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成29年7月14日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年1月31日	平成29年7月1日	事後	評価書再実施に伴う変更。

平成29年7月14日	別紙2 移転先No.9	高齢者支援課	高齢者福祉課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
平成29年7月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠):別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)(別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22条の2、23、24、25、26条の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の3)(別表第二における情報照会の根拠):(20条)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠):別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)(別表第二における情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3)(別表第二における情報照会の根拠):(20条)	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定の整備になるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12		①システムの名称 コンビニ交付システム ②システムの機能 ①税務システムから個人市民税課税(非課税)証明書情報を連携する機能 ②コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で証明書自動交付を行う機能 ③他のシステムとの接続 [○]税務システム [○]その他(証明書交付センター)	事後	システムの追加であり、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②部署 II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納情報管理ファイル 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体 使用部署	市民経済部 国保年金課	健康こども部 国保年金課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託の有無	6件	7件	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託 委託事項7		委託事項7 課税証明書コンビニ交付システムサービス運用保守業務 ①委託内容 課税証明書コンビニ交付サービスに係るシステム運用及び保守に係る業務を委託 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 日本電子計算株式会社 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の承諾方法 委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付 ⑥再委託事項 コンビニ交付システム(課税証明発行ソフトウェア)の提供、保守	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	総務課	法務文書課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ① 連絡先	市民経済部 国保年金課	健康こども部 国保年金課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ① 対応方法	総務課	法務文書課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。

令和1年6月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月1日	平成31年1月31日	事後	評価再実施に伴う変更。
令和1年6月28日	別紙2 移転先No.3	健康増進課	健康増進課 母子保健課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	別紙2 移転先No.9	高齢者福祉課	高齢者包括支援課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	別紙2 移転先No.15	健康増進課	母子保健課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	【O】その他(統合連携DBサーバ、イメージ管理システム、eltax及び国税連携システム、滞納管理システム、)	【O】その他 (統合連携DBサーバ、イメージ管理システム、eltax及び国税連携システム、滞納管理システム、コンビニ交付システム、pufure(クレジット収納データ連携システム))	事後	システムの追加であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	【個人住民税】 ①申告書や給支払報告書等の課税資料のイメージファイルの管理。 【軽自動車税】 ①原動機付き自転車等の登録・廃車申告書等の課税資料のイメージファイルの管理。 【収納、滞納管理】 ①口座振替依頼書や停止届、また過誤納金の還付申請書等の関係書類のイメージファイルの管理。	【個人住民税】 申告書や給支払報告書等の課税資料のイメージファイルの管理。	事後	当初から個人番号を含まない業務であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	【個人住民税】 eLtax経由で受信した給与支払報告書データ、又は年金支払調書データを取り込むため、また税額決定後に特別徴収義務者用税額通知をeLtax経由で送信するため、下記の機能を有する。 ・申告データの審査と管理 ・申請、届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携	【個人住民税】 eLtax経由で受信した給与支払報告書データ、又は年金支払調書データを取り込むため、また税額決定後に特別徴収義務者用税額通知をeLtax経由で送信するため、下記の機能を有する。 ・申告データの審査と管理 ・申請、届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携 【固定資産税】 eLtax経由で償却資産申告書データを受信するため、下記の機能を有する。 ・申告データの審査と管理	事後	固定資産税課税情報ファイルを取り扱う機能を追加。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	①システムの名称 家屋評価システム ②システムの機能 ①家屋評価計算②家屋再建築評点計算書及び家屋間取り平面図の帳票出力③固定資産税システム用の異動データの作成 ③他のシステムとの接続 【O】その他(統合連携DBサーバ)	削除	事後	当初から、個人番号を取扱わず、他のシステムに接続しないシステムであったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	①システムの名称 固定資産管理システム ②システムの機能 ①地図上の筆を選ぶことで、土地及び家屋の課税データを表示する。 ②土地の画地計測 ③他のシステムとの接続 【O】税務システム	削除	事後	当初から、個人番号を取扱わず、他のシステムに接続しないシステムであったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム7～12	システム5～10	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11		①システムの名称 pufure(クレジット収納データ連携システム) ②システムの機能 税務システムへクレジット収納を取り込むために、データを変換する機能を有する。 ③他のシステムとの接続 【O】税務システム	事後	システムの追加であり、重要な変更には該当しない。

令和2年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の2、23、24、25、26条の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用の主体	使用者数 50人以上100人未満	使用者数 10人以上50人未満	事後	使用者数の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託の有無	委託する 7件	委託する 6件	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託事項2	委託事項2 納税通知書・変更通知等出力・封入業務 ①委託内容 システムから出力した通知書データをもとに、通知書の出力及び封入封緘等の業務 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 日本電子計算株式会社 ④再委託の有無 再委託しない	削除	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託事項3	委託事項3 課税資料イメージ化及びパンチ入力業務 ③委託先名 トップラン・フォームズ株式会社 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の承諾方法 委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付 ⑥再委託事項 データパンチ入力業務	委託事項2 課税資料イメージ化及びパンチ入力業務 ③委託先名 トップラン・フォームズ株式会社 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の承諾方法 委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付 ⑥再委託事項 データパンチ入力業務	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託事項4	委託事項4 eLtax(審査システム)及び国税連携システム運用管理業務 ①委託内容 eLtax(審査システム)及び国税連携システムの運用管理業務 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社 NTTデータ ④再委託の有無 再委託しない	委託事項3 eLtax(審査システム)及び国税連携システム運用管理業務 ①委託内容 eLtax(審査システム)及び国税連携システムの運用管理業務 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社 NTTデータ ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の承諾方法 委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付 ⑥再委託事項 年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における現地対応作業。年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における問い合わせ対応。	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託事項5	委託事項5~7	委託事項4~6	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託事項6 ②委託先における取扱者数	委託事項6 10人以上50人未満	委託事項5 50人以上100人未満	事後	取扱者数の変更であり、重要な変更には該当しない。

令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託の有無	委託する 5件	委託する 3件	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項2	委託事項2 納税通知書・変更通知等出力・封入業務 ① 委託内容 システムから出力した通知書データをもとに、通知書の出力及び封入封緘等の業務 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 日本電子計算株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	削除	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3	委託事項3 課税資料イメージ化及びパンチ入力業務 ① 委託内容 軽自の登録申告及び廃車申告に関する資料のイメージ及びパンチ入力業務 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 株式会社JSキューブ ④ 再委託の有無 再委託しない	削除	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4	委託事項4～6	委託事項2～4	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 軽自動車税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ② 委託先における取扱者数	委託事項5 10人以上50人未満	委託事項3 50人以上100人未満	事後	取扱者数の変更であり、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 固定資産税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託の有無	委託する 6件	委託する 4件	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 固定資産税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	委託事項2 納税通知書・変更通知等出力・封入業務 ① 委託内容 システムから出力した通知書データをもとに、通知書の出力及び封入封緘等の業務 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 日本電子計算株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	削除	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 固定資産税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	委託事項3 家屋評価システム保守・運用等管理業務 ① 委託内容 家屋評価システムの保守・管理・機能改修等の業務 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 株式会社日立ソリューションズ・クリエイト ④ 再委託の有無 再委託しない	削除	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 固定資産税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	委託事項4 固定資産管理システム保守管理業務 ① 委託内容 固定資産管理システム保守管理業務 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 国際航業株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	削除	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 固定資産税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		委託事項4 eLtax(審査システム)及び国税連携システム運用管理業務 ① 委託内容 eLtax(審査システム)及び国税連携システムの運用管理業務 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 株式会社 NTTデータ ④ 再委託の有無 再委託する ⑤ 再委託の承諾方法 委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付 ⑥ 再委託事項 審査サービスの利用における現地対応作業。審査サービスの利用における問い合わせ対応。	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施

令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 固定資産税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	委託事項5	委託事項2	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 固定資産税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ② 委託先における取扱者数	委託事項6 10人以上50人未満	委託事項3 50人以上100人未満	事後	取扱者数の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 国民健康保険税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託の有無	委託する 4件	委託する 3件	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 国民健康保険税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項2	委託事項2 納税通知書・変更通知書等出力・封入業務 ① 委託内容 システムから出力した通知書データをもとに、通知書の出力及び封入封緘等の業務 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 日本電子計算株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	削除	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 国民健康保険税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3	委託事項3～4	委託事項2～3	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託委託の有無	委託する 6件	委託する 4件	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項2	委託事項2 督促状及び催告状出力・封入業務 ① 委託内容 システムから出力した通知書データをもとに、通知書の出力及び封入封緘等の業務 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 日本電子計算株式会社 ④ 再委託の有無 再委託しない	削除	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項3	委託事項3 口座振替及び還付請求書資料イメージ化及びデータ入力業務 ① 委託内容 口座振替及び還付請求書に関する資料のイメージ化及びパンチ入力業務 ② 委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③ 委託先名 株式会社JSキューブ ④ 再委託の有無 再委託しない	削除	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項4	委託事項4～6	委託事項2～4	事後	当初から個人番号を含まない委託であったことから削除。重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ② 委託先における取扱者数	委託事項6 10人以上50人未満	委託事項4 50人以上100人未満	事後	取扱者数の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月30日	III リスク対策 (1) 個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保	4) 再委託していない 具体的な方法 -	2) 十分に行っている 具体的な方法 委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和2年6月30日	III リスク対策 (1) 個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱の委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	システム調達時における業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。	システム調達時における業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。 特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の順守を義務付ける。	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施

令和2年6月30日	Ⅲ リスク対策 (2)軽自動車税課税情報ファイル (4)国民健康保険税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保	4)再委託していない 具体的な方法 ー	2)十分に行っている 具体的な方法 委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和2年6月30日	Ⅲ リスク対策 (3)固定資産税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保	4)再委託していない	2)十分に行っている 具体的な方法 委託先から提出された再委託に関する内容を確認し、承諾の通知を送付	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和2年6月30日	Ⅲ リスク対策 (3)固定資産税課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和2年6月30日	Ⅲ リスク対策 (3)固定資産税課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	eLTAXに対する措置を除き(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	(1)個人住民税課税情報ファイルと同じ	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和2年6月30日	個人住民税課税情報ファイル別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	提供先No11～24、25～58	提供先No.12～25、27～60	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	個人住民税課税情報ファイル別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)		提供先 No.11 別表第二の項番 20 提供先 市町村長 提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報(特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	個人住民税課税情報ファイル別紙1)5. 特定個人情報の提供先(番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)		提供先 No.26 別表第二の項番 53 提供先 市町村長 提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報(特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	個人住民税課税情報ファイル別紙2)5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項 別表第一に定める事務を行う所管課	移転先No. 4～7、8～27	移転先No. 6～9、12～31	事後	番号法及び別表第一の主務省令一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	個人住民税課税情報ファイル別紙2)5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項 別表第一に定める事務を行う所管課	移転先No. 7および20 移転先(所管課) 市民課	移転先No. 9および24 移転先(所管課) 国保年金課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	個人住民税課税情報ファイル別紙2)5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項 別表第一に定める事務を行う所管課		移転先 No.4 別表第二の項番 11 移転先(所管課) 障がい福祉課 移転先における用途 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	個人住民税課税情報ファイル別紙2)5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項 別表第一に定める事務を行う所管課		移転先 No.5 別表第二の項番 12 移転先(所管課) 障がい福祉課 移転先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。

令和2年6月30日	個人住民税課税情報ファイル別紙2)5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項別表第一に定める事務を行う所管課		移転先 No.10 別表第二の項番 34 移転先(所管課) 障がい福祉課 移転先における用途 知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	個人住民税課税情報ファイル別紙2)5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項別表第一に定める事務を行う所管課		移転先 No.11 別表第二の項番 35 移転先(所管課) 住宅課 移転先における用途 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和2年6月30日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年1月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和3年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	【個人住民税】 eLtax経由で受信した給与支払報告書データ、又は年金支払調書データを取り込むため、また税額決定後に特別徴収義務者用税額通知をeLtax経由で送信するため、下記の機能を有する。 ・申請、届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携 【固定資産税】 eLtax経由で償却資産申告書データを受信するため、下記の機能を有する。 ・申告データの審査と管理	【個人住民税】 eLtax経由で受信した給与支払報告書データ、年金支払調書データ、及び共通納税システムからの収納データを取り込むため、また税額決定後に特別徴収義務者用税額通知をeLtax経由で送信するため、下記の機能を有する。 ・申請、届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携 ・共通納税システムによる収納データ取得 【固定資産税】 eLtax経由で償却資産申告書データを受信するため、下記の機能を有する。 ・申告データの審査と管理	事後	使用する機能を追加。重要な変更該当しない。
令和3年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	①税システムから提供された税データを庁内の他の業務システムに連携させるための機能	税オンラインシステムから提供された税データを庁内の他の業務システムに連携させるための機能	事後	システム名称の表記を統一するための修正。重要な変更該当しない。
令和3年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	①税務システムから個人市民税課税(非課税)証明書情報を連携する機能 ②コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で証明書自動交付を行う機能	①税オンラインシステムから個人市民税課税(非課税)証明書情報を連携する機能 ②コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で証明書自動交付を行う機能	事後	システム名称の表記を統一するための修正。重要な変更該当しない。
令和3年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	税務システムへクレジット収納を取り込むために、データを交換する機能を有する。	税オンラインシステムへクレジット収納を取り込むために、データを交換する機能を有する。	事後	システム名称の表記を統一するための修正。重要な変更該当しない。
令和3年3月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	事後	番号法及び別表第二主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更該当しない。